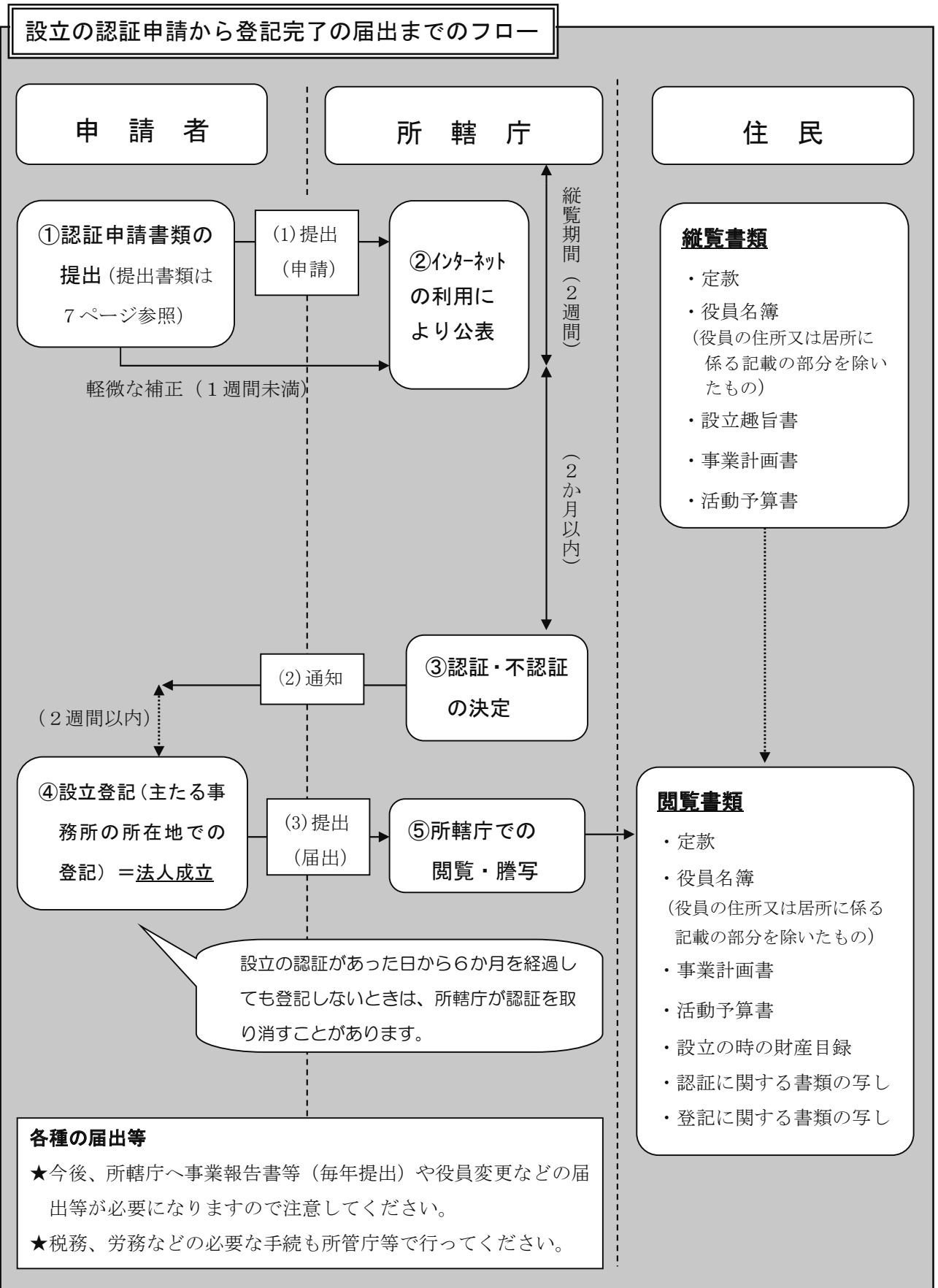


Ⅱ NPO法人の設立

1 設立までの流れ



2 設立申請

法人設立の認証を申請する場合に必要な書類は次のとおりです。

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	設立認証申請書（第1号様式）	1部	8
2	定款	2部	9
3	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2部	24
4	各役員の就任承諾及び誓約書の謄本 （各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本）	1部	25
5	各役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）	1部	—
6	社員のうち10名以上の者の名簿	1部	26
7	確認書 （特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面）	1部	27
8	設立趣旨書	2部	28
9	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	1部	29
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部	30
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部	31

※上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類（軽微なものに限ります。）

- ・申請書等補正書（第2号様式、35ページ参照）

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

申請書の提出年月日を記載してください。

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所又は居所
氏名
電話番号

設立認証申請書

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第10条第1項の設立の認証を受けたいので、高知県特定非営利活動促進法施行条例（以下「条例」といいます。）第2条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

設立しようとする特定非営利活動法人の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
その他の事務所の所在地	
定款に記載された目的	

定款どおりに記載してください。
(省略しないでください。)

- 注 1 「主たる事務所の所在地」欄及び「その他の事務所の所在地」欄は、事務所の所在地の番地まで記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 定款 2部
 - (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） 2部
 - (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（条例第2条第2項及び第3項に規定するもの（申請の日前6月以内に作成されたものに限りします。））
 - (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
 - (6) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (7) 設立趣旨書 2部
 - (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
 - (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 2部
 - (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類） 2部

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人 □□□□□ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 □□□□□ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県○○○に置く。
2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を高知県○○○に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、〔① 例：高齢者福祉の向上〕のために、〔② 例：高齢者、要介護者等〕を対象に、〔③ 例：介護、給食サービス、広報活動〕を行うことにより、〔④ 例：もって公益の増進〕に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 〔例：保健、医療又は福祉の増進を図る活動〕
- (2)
- (3)

この欄の「法」とは特定非営利活動促進法を指します。

＜第 条＞と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項。

＜第1条＞

＜第2条＞

注① 第1項には「主たる事務所」の所在地を記載し、第2項にはすべての「その他の事務所（＝従たる事務所）」の所在地を記載する。
注② 事務所の所在地の記載は、独立の最小行政区画（市町村）までも認められる。

＜第3条＞

注 特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要がある。例えば、目的には、①受益対象者の範囲、②主要な事業、③法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか。）や法人としての最終目的等を具体的かつ明確に伝わるように記載する（法第11条第1項）。

＜第4条＞

注 法の別表（151ページ）に掲げる活動種類のうち、該当するものを選択して記載する（複数の種類の選択も可）。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① [例：高齢者、要介護者に対する介護・給食サービス]
- ② [例：高齢者、要介護者に対する広報活動]

(2) その他の事業

- ① [例：寄付された物品等の販売事業]

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員**(種別)**

第6条 この法人の会員は、次の○種 [例：2種] とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (2) [例：賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体]

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

<第5条>

注① 法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注② その他の事業を行わない場合は、第1項第2号及び第2項の記載は不要。

注③ 定款に記載していない事業を新たに始めるときは、総会で定款変更を議決して、定款変更してから行う。

注④ 「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載することができる。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

注⑤ 第2項…法第5条第1項

<第6条>

注① ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注② 正会員以外に、賛助会員等異種の会員について定める場合には、正会員と区別して、第2号以降にその旨を記載する（正会員しかいなければ区分不要）。

<第7条>

注① 第6条において、正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載することもできる。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出があったとき。
- （2）本人が死亡し、又は正会員である法人又は団体が消滅したとき。
- （3）継続して○年【例：2年】以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

正会員以外の会員についても同じ旨を定める場合は「会員」と記載できる（以下、定款例第11条まで同じ）。

注② 社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない（法第2条第2項第1号イ）。

＜第8条＞

注① 入会金又は年会費の設定がない場合は、記載を要しない。

注② （1）入会金〇〇〇円（2）年会費〇〇〇円と定款で定めてもかまわない。ただし、会費の額を変更する場合には、所轄庁の定款変更認証が必要となる。

＜第9条＞

注 第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（定款例第11条参照）。

＜第10条＞

注 退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 ○○人
- (2) 監 事 ○○人

2 理事のうち、1人を理事長、○人〔例：2人〕を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

<第4章>

<第12条>

注① 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上とする(法第15条)。

注② 「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「○人以上○人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注③ 第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第13条>

注① 第3項…法第21条

(1) 役員総数(理事・監事)が6人以上でなければ、ある役員の配偶者もしくは三親等以内の親族は役員に就任できない。

(2) ただし、1人を超えて含まれてはいけないので、例えば、ある役員の配偶者と姪(三親等)が、共に役員に就任することはできない。

注② 第4項…法第19条

<第14条>

注① 第1項…法第16条

理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がい

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、○年【例：2年】とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後○
 【※役員の任期が1年の場合は「1」、2年の場合は「2」】事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

る場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。

注② 第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

注③ 第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

注④ 第5項…法第18条
 監事は代表権を有しない。

<第15条>

注① 第1項…役員の任期は、2年以内において定款で定める期間とする（法第24条第1項）。

注② 第2項…法人運営の円滑化を図るため伸長規定を置くことができる。ただし、定款において役員を総会で定める旨を明記していない場合は置くことができない（法第24条第2項）。

注③ 第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会**(種別)**

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

<第16条>

注 法第22条

<第17条>

注 役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第18条>

注① 第1項

…法第2条第2項第1号(ロ)

注② 総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第5章>**<第20条>**

注 法第14条の2、第14条の3

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から○日【例：10日】以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

<第22条>

注 法第14条の5

<第23条>

注① 第1項…法第14条の2（年1回以上は通常総会を開催する必要がある。）

注② 第2項第1号
…法第14条の3第1項

注③ 第2項第2号
…法第14条の3第2項
（5分の1以上については定款で定めれば増減できる。）

【電磁的方法とは】

電子情報処理組織を使用する方法。
例えば、電子メールなどがこれに該当する。

<第24条>

注 第3項…法第14条の4（総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも会日の5日前までに行わなければならない。）

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面等表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

<第26条>

注 定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である（法第25条第2項）。

<第27条>

注① 第1項…法第14条の6

注② 第3項…法第14条の9第1項

<第28条>

注① 第1項及び第2項
…法第14条の7

注② 第1項
…「平等なるもの」＝1人
(1法人、1団体) 1票のこと。

注③ 第4項…法第14条の8

<第29条>

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面等により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

注 第3項…法第14条の9第1項

第6章 理事会

<第6章>

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び活動予算の変更

(4) 事務局の組織及び運営

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

<第31条>

注 総会の権能と整合性をとる（定款例第22条参照）。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の○分の○以上【例：3分の1】から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求

があったときは、その日から○日【例：14日】以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも会日の○日【例：5日】前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された

<第35条>

注 第2項…法第17条

議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面等により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する

<第7章>

<第38条>

<第39条>

注 特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

<第40条>

注 総会の決議以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第41条>

注 「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第42条>

注① 法第5条第2項

注② 特定非営利活動に係る事業の

る会計の2種とする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第47条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。〔例：4月1日に始まり翌年3月31日に終わる〕

（臨機の措置）

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

みを行う場合には、記載を要しない。

<第47条>

注 法第11条第1項第10号

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、〔 ① 〕に譲渡するものとする。

<第8章>

<第49条>

注① 法第25条

注② 法第25条第3項に規定する以外の事項は、事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）（定款例第2条参照）、役員の定数に関する事項（定款例第12条参照）、資産に関する事項（定款例第7章参照）、会計に関する事項（定款例第7章参照）、事業年度（定款例第47条参照）、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項（定款例第8章参照）、公告の方法（定款例第9章参照）をいう。

<第50条>

注①第1号…法第31条第1項第1号

注②第2号…法第31条第1項第3号

注③第3号…法第31条第1項第4号

注④第4号…法第31条第1項第5号

注⑤第5号…法第31条第1項第6号

注⑥第6号…法第31条第1項第7号

注⑦第7号以下

…法第31条第1項第2号（定款で定めた解散事由の発生）

注⑧第2項…法第31条の2

注⑨第3項…法第31条第2項

<第51条>

注① 法第11条第3項、第32条

注② 〔①〕に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定さ

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、〇〇〔例：内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載〕して行う。

れなければならない（法第11条第3項）。

注③ 帰属先を定めない場合又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか、国庫に帰属されることとなる（法第32条第2項、第3項）。

<第52条>

注 法第34条

<第9章>

<第53条>

注① 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせること。

注② 定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合でも、次の公告は、選択した公告方法に加え、官報に掲載する必要がある。

- ・解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第31条の10第4項）
- ・清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法第31条の12第4項）

注③ 〇〇を「この法人の掲示場に掲示」、「高知県において発行する△△新聞に掲載」、「この法人のホームページに掲載」とすることも可能（法第28条の2）。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	△△	△△
副理事長	△△	△△
副理事長	△△	△△
理事	△△	△△
同	△△	△△
同	△△	△△
監事	△△	△△

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から○年度に開催する通常総会終了時までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 ○○円

[例：正会員○○○○円 賛助会員○○○○円]

(2) 年会費 ○○円

[例：正会員○○○○円 賛助会員○○○○円]

<附則>

注① 設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注② 第2項…法第11条第2項

注③ 第5項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

注④ 第6項…正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載する。

役員名簿

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載してください。

特定非営利活動法人 □□□□□

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	△△ △△	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	有・ ☒ 無
副理事長	△△ △△	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	有・ ☒ 無
副理事長	△△ △△	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地	☒ 有・無
理事	△△ △△	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	有・ ☒ 無
理事	△△ △△	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇アパート〇号室	有・ ☒ 無
理事	△△ △△	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	有・ ☒ 無
監事	△△ △△	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地	有・ ☒ 無

住所又は居所を証する書面（住民票等）に記載されたものと一致させてください。

各役員について該当する方を○で囲んでください。

- 備考 1 「役名」欄には、理事長、副理事長、理事、監事…等の別を記載してください。
- 2 「住所又は居所」欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載してください。
(その書面にアパート名、室番号等も記載されていれば、それも記載してください。)
- 3 「報酬の有無」の欄は、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」をそれぞれ○で囲んでください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人 □□□□□ 御中

日付は設立総会開催日又は
開催日以降となります。

就任承諾及び誓約書

住所又は居所を証する書面（住民票
等）に記載されたものと一致させてく
ださい。

住所又は居所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
氏 名 △△ △△ 印

私は、特定非営利活動法人 □□□□□ の $\left(\begin{array}{c} \text{理事} \\ \text{監事} \end{array} \right)$ に就任することを承諾するとともに、
特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないこと
を誓約します。

備考 「住所又は居所」欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面
によって証された住所又は居所を記入してください。
（その書面にアパート名、室番号等も記載されていれば、それも記入してください。）

《参考》

特定非営利活動促進法第20条の要件	
一	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
二	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
三	以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合 ・刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合 ・暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
四	暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
五	設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
六	心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件	
役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。 （注）具体的には、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは三親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる。	

社員のうち10名以上の者の名簿

社員とは、社団の構成員の意味であり、
総会で議決権を持つ者です。

特定非営利活動法人 □□□□□

氏 名	住 所 又 は 居 所
△△ △△	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
△△ △△	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
△△ △△	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地
△△ △△	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
△△ △△	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇アパート〇号室
△△ △△	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
△△ △△	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地
△△ △△	〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇番地
△△ △△	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
△△ △△	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇マンション〇号室

役員を社員名簿に記載する場合は、住所
又は居所を証する書面（住民票等）に記
載されたものと一致させてください。

- 備考
- 1 法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載してください。
 - 2 社員全員を記載する必要はありませんが、10名以上の社員を記載してください。
役員（理事・監事）も社員になることができます。
 - 3 「住所又は居所」欄には、住民票等の住所又は居所を記載してください。
（アパート名、室番号等も記載してください。）

確 認 書

特定非営利活動法人□□□□□は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを、〇〇年〇〇月〇〇日に開催された設立総会において確認しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人 □□□□□

設立代表者 住所又は居所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏 名 △△ △△ ⑩

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件
イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件
暴力団でないこと
暴力団の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

設 立 趣 旨 書

設立趣旨書は、NPO法人を設立したい趣旨や、これまでの活動状況、法人化後の活動の展望などについて、第三者に説明するものです。

そのため、専門用語や難解な用語は避け、誰が読んでも分かりやすいよう、下記の項目を参考に具体的かつ簡潔に記載してください。

1 趣 旨

(記載する内容)

- ・ NPO法人として取り組んでいこうとしていることに対する社会の現状や背景
- ・ その現状や背景についてどのような問題があると考えているか
- ・ その問題についてどうなるのが望ましいと考えているか
- ・ その問題に対してのこれまでの取り組みの説明（活動実績があれば）
- ・ 問題点と望ましい状態に対して、今後どう取り組んでいこうと考えているか
またその取り組みがどのような公益につながるか
- ・ 法人格が必要となった理由

など

2 申請に至るまでの経過

(記載する内容)

- ・ NPO法人の設立を発起し、申請に至った動機や経緯
(活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容)
(簡条書きでの記載も可)

(記載例)

- 〇〇年〇月 地域住民を中心に、任意団体□□□を立ち上げ、活動を開始する。
- 〇〇年〇月 活動の充実や他機関との連携において、団体内部で団体の運営体制強化の必要性の声が高まり、法人格の取得を検討するための勉強会を月1回のペースで開催する。
- 〇〇年〇月 活動の充実による社会的責任を果たすべく、特定非営利活動法人の設立に向けて準備会が発足し、設立総会の準備に入る。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人 □□□□□
 設立代表者 住所又は居所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 氏 名 △△ △△ 印

特定非営利活動法人 □□□□□ 設立総会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時～〇〇時〇〇分
 2 場 所 〇〇県〇〇市〇〇会館〇〇室
 3 出席者数 〇〇人（書面表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記する）
 4 審議事項

まず設立者の△△△△氏が開会の辞をのべた。

（１）議長選任の件

議長の選任は満場一致で設立者の△△△△氏を選任した。

（２）議事録署名人選任の件

議長より本日の議事の経過を議事録にまとめるに当たり議事録署名人２名を選任したい旨を諮り、互選により△△△△氏、△△△△氏の２名を選任した。

（３）設立趣旨（設立趣旨書及び確認書）に関する件

議長より別紙設立趣旨書案を配布し、この趣旨により特定非営利活動法人□□□□□□を設立したい旨を諮ったところ、異議なく可決された。続いて別紙確認書を配布し特定非営利活動促進法第２条第２項第２号及び同法第１２条第１項第３号に該当することについて確認する旨を諮ったところ異議なく可決された。

（４）定款に関する件

議長より別紙の定款案を配布し、逐条審議し原案どおり異議なく可決された。

（５）入会金及び会費に関する件

議長より会員の入会金は**正会員〇〇〇〇円 賛助会員〇〇〇〇円、年会費は正会員〇〇〇〇円 賛助会員〇〇〇〇円**と提示があり全員異議なく原案どおり可決された。

（６）寄附財産に関する件

議長より別紙の財産目録を配布し、この構成について異議なく可決された。

（７）事業計画及び活動予算に関する件

設立初年度、次年度の具体的な事業計画案及びこれに伴う活動予算案を議長より配布され、詳細に検討したところ異議なく原案どおり可決された。

（８）役員に関する件

議長より設立当初の役員の人選について諮り、審議の結果、別紙のとおり理事、監事の予定者を決定した。

（９）設立代表者選任に関する件

議長より高知県に対する設立認証申請等、この法人の設立に関して執行する設立代表者の選任を諮ったところ、△△△△氏を設立代表者として選任した。

また、設立代表者に設立認証申請の手続きのため、定款等の書類について原案の骨子に変更のない程度の字句の修正など、設立認証申請手続きにかかる一切の権限を委任することについて諮ったところ全員異議なくこれを承認した。

（１０）議長解任に関する件

以上を持ち本日の設立総会の議事を終了した旨を述べ、閉会をした。

以上、この議事録が正確であることを証するため議事録署名人下記に署名・押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 ⑩

議事録署名人 ⑩

同 ⑩

〇〇年度事業計画書

設立初年度は、「法人成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人 □□□□□

1 事業実施の方針

当年度の事業の実施方針を記載してください。

活動予算書で事業費を事業別に区分している場合に記載する。区分していない場合は、任意の記載事項。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
	例：〇〇講座事業 〇〇問題について理解を深める連続講座（3回）を開催。	〇月～ 〇月	〇〇市内	〇名	県民〇名 (延べ〇名)	〇〇〇

定款に定めている事業名を記載してください。

定款に「その他の事業」に関する事項を定めている場合のみ記載してください。

記載する場合は、活動予算書の「事業費合計額」と全体の予算額を一致するように記載してください。

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
	例：寄附された物品の販売	〇月〇日	〇〇市内	〇名	〇〇

実施予定がない場合「実施予定なし」と記載してください。

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別々に作成してください。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載してください。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載してください。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載してください。
- 5 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び事業費の予算額をそれぞれ記載してください。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がない場合は、「実施予定なし」の旨を記載してください。

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致させる。

設立当初の事業年度 活動予算書
法人設立の日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人□□□□□
(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益		×××	
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		

施設等評価費用も併せて計上（計上は法人の任意）。

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載してください。

施設等受入評価益も併せて計上（計上は法人の任意）。

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載してください。

(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
設立時正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。
その他の事業を行う場合は48ページの様式例を参照。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例は47ページの様式例を参照）。

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」）

〇〇年度 活動予算書

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

次期事業年度の自至年月
日を記載してください。特定非営利活動法人□□□□□
(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益		×××	
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		

(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

当初年度活動予算書（前
事業年度活動計算書）の
「次期繰越正味財産額」
と金額が一致することを
確認する。

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。
その他の事業を行う場合は48ページの様式例を参照。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例は47ページの様式例を参照）。

第2号様式（第4条関係）

補正書の提出年月日を記載してください。

年 月 日

高知県知事 様

所轄庁が申請書を受理した日から1週間未満である場合は、軽微な不備を補正することが可能です（法第10条第4項）。
軽微な補正とは・・・内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものであると知事が認めるもの（条例第4条）。

申請者 住所又は居所
氏名
〔特定非営利活動法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕
電話番号

申請書等補正書

申請書の提出年月日を記載してください。

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含みます。）の規定に基づき 年 月 日に提出しました申請書等の補正をしたいので、高知県特定非営利活動促進法施行条例第4条第2項（同条例第8条第2項又は第19条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により次のとおり関係書類を添えて申し立てます。

補正する申請書等の種類	
補正の内容	（申請段階） 第〇条 （補正後） 第〇条
補正の理由	

- 注 1 申請書等の補正は、申請書が受理された日から1週間以内に行ってください。
- 2 「補正する申請書等の種類」欄は、申請書の場合は当該申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付した書類の場合は当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる名称等（「設立認証申請書に添付した定款」等）を記入してください。
- 3 「補正の内容」欄は、補正する箇所について、補正前と補正後との内容を対照させて記入してください。
- 4 不備があった申請書等について補正後のものを添えてください。ただし、次に掲げる書類を補正する場合は、補正後のものを2部添えてください。
- (1) 定款、変更後の定款又は合併後の定款
 - (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
 - (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
 - (4) 設立当初又は合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - (5) 設立当初又は合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類。以下同じ。）
 - (6) 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書
 - (7) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）

3 設立の登記及び登記完了届出

- NP0 法人は、所轄庁の認証の後、法第7条及び組合等登記令（昭和39年政令第29号）により法務局で登記を行う必要があります。
- 登記に関する詳細は、NP0 法人の事務所の所在地を管轄する法務局にお問い合わせください。
- 登記完了後は、所轄庁に「設立登記完了届出書（第3号様式 170ページ参照）」により届出を行ってください。
- 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります。（法第13条第3項、「高知県特定非営利活動法人の認証後未登記団体に対する対応方針（38ページ参照）」）

（1）設立の登記

①登記事項（組合等登記令第2条）

	登 記 事 項	備 考
1	目的及び業務	定款に記載したNP0 法人の目的、活動の種類、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業のすべてを記載します。
2	名称	定款に記載された名称（登記に用いることができる符号には制限がある場合もありますので、法務局で確認してください。）を記載します。
3	事務所の所在場所	主たる事務所の所在地、従たる事務所の所在地（地番又は住居表示番号まで）を記載します。
4	代表権を有する者の氏名、住所及び資格	【代表権の制限に関する定めがある場合】 代表以外の役員登記は不要、代表者のみの氏名、住所及び資格を記載します。 【代表権の制限に関する定めがない場合】 設立当初の理事全員の氏名、住所及び資格を記載します（理事長も「理事」と登記します。監事は登記しません。）。
5	存続期間又は解散事由を定めたときは、その期間又は事由	定款に記載された存立時期又は解散事由（ただし、法第31条第1項各号に掲げる法定事由は除きます。）を記載します。

②登記の方法等

- ア NP0 法人は、所轄庁の認証の後、設立の登記をすることによって成立します（法第13条第1項）。
- イ 認証書が到達した日から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局において、法人設立の登記をしなければなりません（組合等登記令第2条）。
- ウ 登記申請と同時にNP0 法人代表者の印鑑届出書等を提出します。

③登記に必要な書類

	提出書類等	備 考
1	設立登記申請書など	
2	定款	原本と原本証明（原本の写しに相違ない旨）をしたコピーを持っていくと、法務局で「原本還付」手続きができます。原本を渡すと戻ってこないの注意してください。
3	理事の就任承諾書 （代表者の制限がある場合は代表理事のみ。代表権の制限がない場合は理事全員分）	
4	法人設立認証書	
5	印鑑届出書	法務局で配布しています。
6	法人代表者印	手続に間に合うように作成してください。 （例：「特定非営利活動法人□□□理事長の印」など）
7	代表者個人の実印とその印鑑証明書 （3か月以内のもの）	手続に間に合うように用意してください。
8	その他	1～7以外に法務局が必要と認める書類が必要となる場合があります。 ※代表者以外が登記申請を行う場合、委任状が必要となります。

※「6 法人代表者印」は、一辺の長さが1 cmを超え、3 cm以内の正方形の中に収まるものなど、規格等が定められています（商業登記規則第9条）。

（2）設立登記完了届出

設立登記が完了したNPO法人は、遅滞なく所轄庁に届出を行う必要があります（法第13条第2項）。

○届出に必要な書類

	提 出 書 類	提出部数	参照ページ
1	設立登記完了届出書（第3号様式）	1部	170
2	登記事項証明書	1部	—
3	登記事項証明書の写し	1部	—
4	設立当初の財産目録	2部	—

高知県特定非営利活動法人の認証後未登記団体に対する対応方針

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定により知事の設立の認証を受けたにもかかわらず、法第 13 条第 1 項に規定する設立の登記を行わない団体（以下「認証後未登記団体」という。）に対しては、原則として次のとおり対応する。

- 1 設立の認証があった日から 2 月を経過しても法第 13 条第 2 項及び高知県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年高知県条例第 43 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定による届出がないときは、認証後未登記団体に対して、書面により督促するものとする。
なお、督促書（別記第 1 号様式）は、団体の代表者の住所又は居所に送付するものとする。

- 2 1 の督促書を送付した日から 1 月を経過してもなお法第 13 条第 2 項及び条例第 5 条の規定による届出がないときは、認証後未登記団体に対し、再度、書面により督促するものとする。この場合において、期日までに当該届出がないときには、設立の認証の取消し手続きを開始する旨を書面に記載するものとする。（認証取消予告）
なお、再督促書（別記第 2 号様式）は、団体の代表者の住所又は居所に送付するとともに、再督促書の写しを団体の主たる事務所所在地にそれぞれ送付するものとする。

- 3 再督促書を送付した日から 1 月を経過し、かつ、設立の認証があった日から 6 月を経過した場合において、認証後未登記団体から法第 13 条第 2 項及び条例第 5 条の規定による届出がないときは、当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する登記所において設立の登記の有無を確認するものとする。

- 4 設立の認証を受けた団体が、設立の登記をしているにもかかわらず、法第 13 条第 2 項及び条例第 5 条の規定による届出を行っていないことが明らかになったときは、法第 42 条の規定に基づき、改善命令（届出義務違反）を行うものとする。

- 5 設立の認証があった日から 6 月を経過しても登記をしていないことが明らかになったときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定により、設立の認証の取消しに係る聴聞を行うものとする。この場合において、その手続については、行政手続法及び高知県聴聞手続規則（平成 6 年高知県規則第 60 号）に定めるところによる。

- 6 5 の聴聞において合理的な回答がなされなかった場合は、法第 13 条第 3 項の規定に基づく設立の認証の取消しを行うものとする。この場合において、取消書（別記第 3 号様式）は、団体の代表者の住所又は居所に送付するとともに、取消書の写しを団体の主たる事務所所在地にそれぞれ送付するものとする。

7 法第 13 条第 3 項の規定に基づく設立の認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項について、県のホームページにおいて、県民に対し、情報提供をするものとする。

- (1) 団体の名称及び主たる事務所所在地
- (2) 代表者の氏名
- (3) 認証日
- (4) 認証の取消日
- (5) 認証取消に至った理由

8 法第 13 条第 3 項の規定に基づく設立の認証の取消しを行った場合は、法第 12 条第 1 項の規定による設立の認証に係る書類（以下「設立認証書」という。）を当該団体が保有しているときは、代表者に対して、設立認証書の返還を命じるものとする。

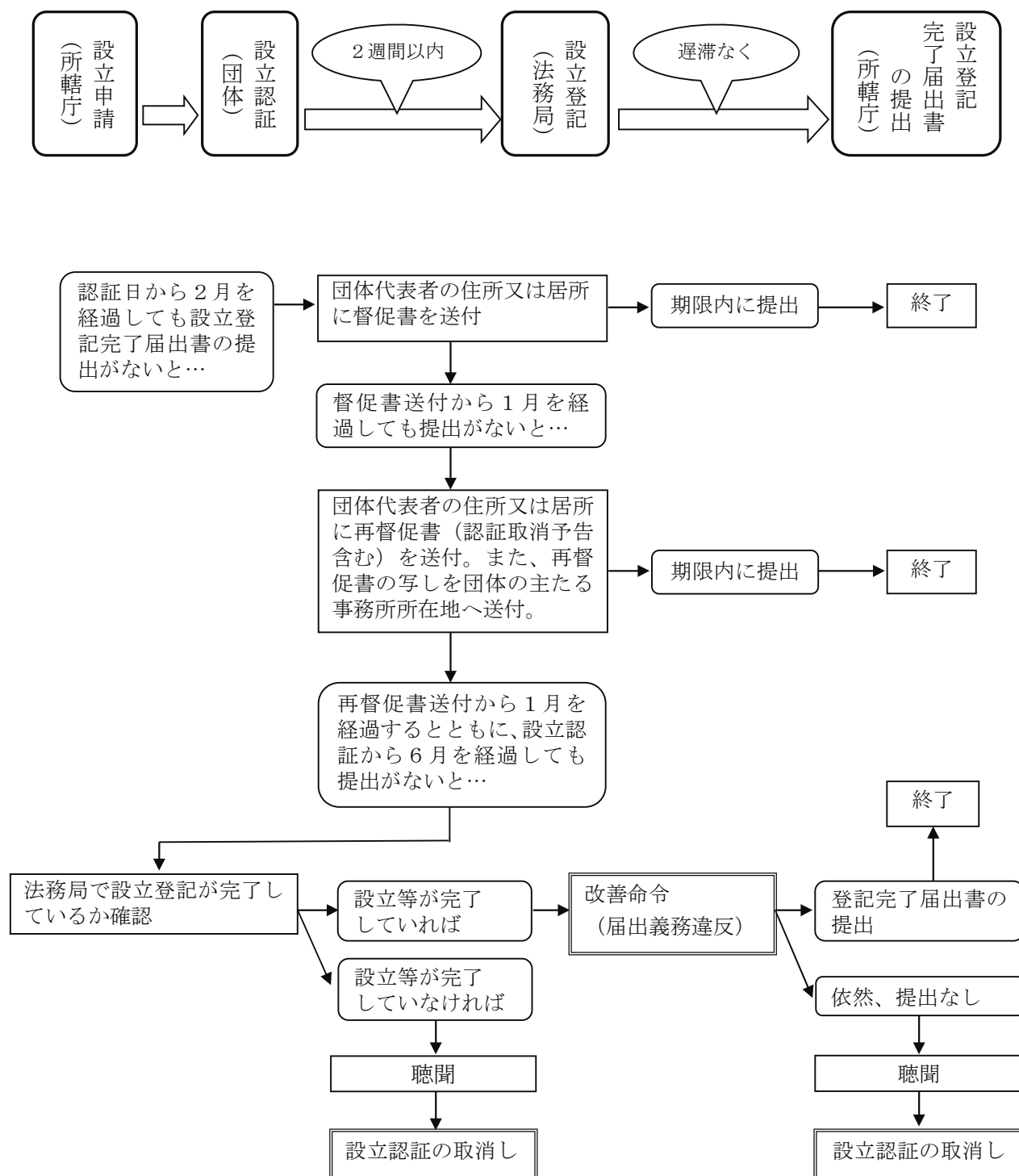
9 この対応方針は、法第 34 条第 5 項において準用する法第 12 条第 1 項の規定による知事の合併の認証を受けた者が、法第 39 条の規定による合併の登記を行わない場合の取扱いについて準用し、別記様式は、適宜修正の上、使用することができるものとする。

附 則

- 1 この対応方針は、令和 4 年 12 月 26 日から運用する。
- 2 この対応方針の運用を開始する際に、既に設立認証があった日から 6 月が経過している団体については、附則 1 の運用開始日を認証日から 2 月が経過した日とみなして取り扱うものとする。

※別記様式については、本手引への掲載を省略しています。

設立登記完了届出書等の提出がない団体に対する対応フロー



※ 所轄庁は高知県

※ 認証取消しについては、県ホームページ等で団体の名称及び主たる事務所所在地、代表者の氏名、認証日、認証取消日、認証取消に至った理由を公表します。

※ 合併の登記についても、法令に基づき、上記に準じて取り扱います。